

最高裁秘書第3421号

令和3年11月10日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



慎

司法行政文書開示申出書の補正について

あなたが提出した10月19日付け司法行政文書開示請求書(7)（同月21日受付、第030623号）の記載内容では、別紙のとおり、司法行政文書の特定に疑義があり、対象となる文書の有無及び開示の可否の確認ができない部分があります。

については、別添の補正書に該当する項目があれば、当該項目のチェックボックスにチェックを入れ、該当する項目がなければ「その他」の項目にチェックを入れた上で、括弧内にどのような文書の開示を求めるかを具体的に記載し、下記の宛先に、11月24日までに提出してください。

記

担当課 最高裁判所事務総局秘書課文書開示第二係

住 所 〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2

(別紙)

1 「導入」について

一般にシステムは「開発（新しくシステムを構築すること）」を行い、「導入・展開（開発したシステムを、例えば旧システムから開発したシステムにデータ移行を行う利用などの作業をして、利用庁で使用できる状態にすること。）」するが、申出書記載の「導入」が、この「開発」を指すのか、「導入・展開」を指すのか、明らかでない。

2 「関与」について

「関与」とは、一般に、ある物事に関係すること、携わることを意味するため、単に「関与」だけでは、どういった行為について、どの程度携われば対象となるかが明らかでない。

令和3年____月____日

最高裁判所 宛

(氏名) _____ (印)

補 正 書

令和3年10月19日付け（同月21日受付、第030623号）の司法行政文書開示申出書について、開示を求める文書は次のとおりです。

司法行政文書の名称等の「NAVIUSの導入に関与し、又は関与したことがある裁判官の氏名が書いてある文書」について

1 「NAVIUSの導入」を、以下の内容に補正する。

- (1) 「NAVIUSの開発（新しくシステムを構築すること。）」
- (2) 「NAVIUS開発後、全国の裁判所に順次行った導入・展開（開発したシステムを、例えば旧システムから開発したシステムにデータの移行を行うなどの作業をして、利用庁で使用できる状態にすること。）
- その他

2 「関与し、又は関与したことがある」とは、以下の趣旨である。

※ 関与の内容につき、例を挙げる等して具体的に記載してください。